

## お客様各位

### ホルムアルデヒドガス消毒器のご使用についてのご案内

拝啓 時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。また、毎々格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

平素は弊社ホルムアルデヒドガス消毒器（ホルホープデンタル、ホルステリ等）のご使用ありがとうございます。

さて、特定化学物質等障害予防規則（以下特化則）が改正（平成20年3月1日施行）され、同時にホルムアルデヒドが第2類物質（ガン等の慢性障害を引き起こす物質）に改正されてから10年が経過致しました。

引き続き、弊社ホルムアルデヒド消毒器を安心してご使用して頂けますように、あらためて「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者」資格取得のご案内をさせていただきます。

#### 記

・ご周知の通り、上記改正以後はホルムアルデヒドを使用するに当たり、以下の措置が必要となっております。

- ① 発散抑制措置（局所排気装置の設置等）
- ② 漏洩防止措置（従前より義務づけられています）
- ③ 作業主任者の選定（技能講習）（従前より義務づけられています）
- ④ 作業環境測定（1年に2回、作業記録30年間保存）
- ⑤ 特定化学物質健康診断（1年に2回）

同時に、平成20年3月26日厚生労働省は事務連絡（\*参照）として、一部の医療機器においての特化則の適応除外を通知しており、弊社ホルムアルデヒドガス消毒器がこれに該当致します。

#### \*＜平成20年3月26日付け事務連絡＞

医療、歯科医療の現場において密閉式のホルムアルデヒドガス消毒器でかつ装置内での自動中和処理により消毒対象器具を取り出す際にホルムアルデヒドが別の化学物質に変化していることから残存しない状態になっている装置がある。このような消毒器を稼働させ医療器具、歯科医療器具等消毒を行った場合において特化則の主な措置の適用について下記のとおりである。

（密閉方式のホルムアルデヒドガス滅菌器等に関する特定化学物質障害予防規則の適用について）より

前頁の事務連絡に対する、弊社ホルムアルデヒドガス消毒器の措置内容は以下の通りとなります。

- ① 発散抑制措置 … ガスが発散しない構造のため不要
- ② 漏洩防止措置 … 従来通り必要
- ③ 作業主任者 … 必要（機器の運用・保持に関しては不要）
- ④ 作業環境測定 … 常時作業に該当しないため不要
- ⑤ 特定化学物質健康診断 … 不要

上記の様に措置内容は軽減されておりますが、作業主任者及び健康診断に関しては、器械の運用・保持に関してのみ不要とされております。

ご周知の通り、ホルムアルデヒドは歯科医療、医療機関等における病理組織標本作成等において幅広く使用されております。そして特定化学物質作業主任者とは、ホルムアルデヒドを取り扱う医療関連の職場で働く労働者の健康被害及び環境被害を防止するために、厚生労働省が認定する国家資格であります。

又、国家資格でありながら、2日間の技能講習（講習を受講するにあたり、必要な資格もありません）のみと、比較的簡単に取得できます。

今後のホルムアルデヒドのご使用に対して、労働者の方が安全・安心にご使用して頂けますよう、ホルムアルデヒドガス消毒器の製造メーカーとして、「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者」の資格を取得して頂きますようお願い申し上げます。

\*資格取得に関する講習の実施日等は、各都道府県により異なるため、都道府県労働局・労働基準監督署・都道府県労働基準協会等にお問い合わせ下さい。

敬具

2018年10月吉日  
株式会社アスカメディカル  
大阪市城東区関目2-12-10  
TEL 06-6939-3011  
FAX 06-6939-3225